

接続料の算定に関する研究会（第4回）議事録

1. 日時 平成29年5月19日（金） 9：57～12：00

2. 場所 総務省10階 総務省第1会議室

3. 出席者

① 接続料の算定に関する研究会構成員

辻 正次 座長、池田 千鶴 構成員、酒井 善則 構成員、関口 博正 構成員
(以上、4名)

② オブザーバー

東日本電信電話株式会社 飯塚 智 経営企画部 営業企画部門長

伊藤 陽彦 ネットワーク事業推進本部 設備企画部
ネットワーク高度化部門長

西日本電信電話株式会社 黒田 勝己 経営企画部 営業企画部門長

榎林 康雄 設備本部 ネットワーク部
ネットワーク&サービス推進部門 担当部長

KDDI株式会社 岸田 隆司 渉外部長

橋本 雅人 渉外部 ネットワーク企画調整グループリーダー

ソフトバンク株式会社 伊藤 健一郎 渉外本部 固定相互接続部 部長

老野 隆 渉外本部 固定相互接続部 アクセス相互接続課 課長

一般社団法人テレコムサービス協会

永見 健一 政策委員長

大嶋 光一 政策副委員長

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会

立石 聡明 副会長

③ 総務省

富永総合通信基盤局長、巻口電気通信事業部長、秋本総合通信基盤局総務課長、

竹村事業政策課長、藤野料金サービス課長、安東事業政策課調査官、

堀内事業政策課市場評価企画官、内藤料金サービス課企画官、

柳迫料金サービス課課長補佐

4. 議題

○ 関係事業者・団体ヒアリング④

(1) 第3回研究会を踏まえた追加意見等について

(2) 接続料の算定方法について

- ・加入光ファイバの耐用年数
- ・報酬額の算定方法 等

○ 論点整理①

- ・コロケーションルール及びその代替措置について
- ・接続料と利用者料金との関係の検証（スタックテスト）について
- ・NGNの優先パケットの扱いについて

【辻座長】 では、どうも皆様、ご多忙中のところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから接続料の算定に関する研究会第4回会合を開催いたします。

本日の議事進行を務めさせていただきます座長の辻でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、相田座長代理と佐藤構成員がご欠席となっております。

それでは、議事に入ります前に、お手元に配付されております資料につきまして、確認をさせていただきたいと思っております。事務局からお願いいたします。

【柳迫料金サービス課課長補佐】 皆様方のお手元には、座席表、議事次第、資料の4-1から4-8まで、参考資料の4-1から4-4までを配付しております。参考資料4-1は、第1回会合のヒアリングを踏まえた事業者・団体への追加質問及びその回答を掲載しているものでございます。また、情報通信六法を置かせていただいております。ご確認いただきまして、不足などがございましたら、事務局までお申しつけください。よろしいでしょうか。

なお、本日は、恐れ入りますが、ワイヤレスマイクを使用しております。ハウリングの防止のため、ご発言の後はスイッチをお切りいただきますよう、ご協力よろしくお願いいたします。

【辻座長】 本日の議事の進め方は、まず、関係する事業者・団体からヒアリングを行いまして、その後、質疑応答を行いたいと思っております。次に、事務局から「資料4-7 論点整理項目に係る構成員及びオブザーバーからの主な意見」及び「資料4-8 論点整理①」につきましてご説明をいただき、質疑応答を行いたいと思っております。

それでは、資料4-1のとおり、本日のヒアリングテーマは、「第3回研究会を踏まえた追加意見等について」及び「接続料の算定方法について」の2つとなっております。

本日は、テレコムサービス協会から3分以内で、日本インターネットプロバイダー協会から14分以内、それから、KDDIから18分以内、ソフトバンクから10分以内、そして、NTT東日本・西日本から13分以内で簡潔にご説明いただきたいと思います。その後、質疑応答の時間を設けたいと思っております。

持ち時間の終了の1分前にはベルが一度、終了の際にはベルが二度鳴りますので、時間内に収まるように、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、ヒアリングに入りたいと思っております。

まず、一般社団法人テレコムサービス協会より、ご説明をお願いしたいと思います。政策委員長の永見様、よろしくお願いいたします。

【テレコムサービス協会】 ありがとうございます。テレコムサービス協会の永見と申します。テレサ協の方から、第3回の研究会を踏まえた追加意見というようなところのみを今日はご説明していきたいと思えます。

資料4-2ですけれども、裏側にさせていただいて、1枚ものの要望になります。要望としては2点ありまして、両方とも優先転送機能に関わる要望になります。

1つ目が、優先転送機能に関してなんですけれども、前回の研究会でもお話をさせていただいたように、低速専用線DA64だとか、あとはINSのデジタル通信モードの代替として使える可能性が非常に大きいかなと思っていて、是非こういうところに使わせていただきたいなというふうに思っています。

そのときに、小さい帯域で通信できるものに関しては、網への影響はほぼないと思われるので、そのようなときには、迅速かつ簡単に使えるようにしてほしいということが要望の1点目になります。

申込書等で申し込むことになると思うんですけれども、シンプルな申込書で受付してほしいというところと、あとは、開通まで迅速に手続きしてほしいというところがございませぬ。

あと、2点目として、新規の機能ということで、具体的な内容や利用に当たって、手続ということがこれから出てくるものだと思いますけれども、それに関して、適切なときに、優先転送事業者向けの説明会を実施してほしいというふうに思っています。

これに関しては、お互い、申請書、申込書のところで色々やりとりがあると大変なところもありますので、どのように書いたらいいのか、あるいは、どのような機能が使えるのかということをお互い共有させていただけると、スムーズに進むと思えますので、ぜひこういうようなことをやっていただきたいというようなのが2つ目の要望になります。

テレコムサービス協会からは以上になります。

【辻座長】 どうもありがとうございました。

それでは、次に、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会よりご説明をお願いいたします。副会長の立石様、よろしくお願いいたします。

【日本インターネットプロバイダー協会】 よろしくお願いいたします。資料に基づいて説明させていただきたいと思えます。

1枚おめくりいただきまして、本日、特に我々として気になるところということでお話しさせていただきたいと思います。

3ページ目が、まずは研究会を踏まえた追加意見ということで、もう一枚めくっていただきまして4ページ目になりますが、まず、NTT様は、NTEの情報が開示済み、開示しているというお話だったんですが、下にありますように、9社のみに個別に提案されている事例もあつたりとかということで、全事業者に対して開示はされていないと。

それから、メニューについても、この研究会が始まって我々の方にもお話しただいて、東西様、ともに新しいメニューがあるということを知ったんですけども、それはここの研究会に出ている人間は知っているんですが、地方のISPを含めて、今回、協会の中で色々話をすると、9割方は知らなかったということです。

1つは、前回の研究会ではメールで周知したというお話だったんですが、その辺は温度差がすごく激しいのかなと。特にNTEの増設については昨今のアップデートのトラヒック問題等、我々は非常に悩んでおります。ISPに毎日のように、何かあるたびに電話がかかってくる状況の中で、我々としては説明ができないと、増設したいんだけどというふうに頭を抱えている状況のところ、メール1通というのはないんじゃないかなと。おそらく色々なISPから色々なところでおそらく要望は上がっていたはずなんですけれども、それをメール1通で周知というのはどうなのかなというふうに思います。ですので、この後にもお話をさせていただきますが、より細かな説明をお願いしようというふうに思います。

その次に、5番目ですが、同等性の確保ということで、先ほどのお話でもありましたように、一部の事業者には開かれていたんですけども、全ての事業者は知らない。それから、今のPPPoEの網終端装置についての増設メニューも出ていたんですけども、やはり知らない。それから、協定を交わしているところについては知っているんですけども、今後参入したいとか、今でもやはり接続したいんだけどどうなのという話は我々のところに相談があります。

その際に、協定を交わしていないと中身が見えませんが、NDAの外にある情報だけで判断することはやっぱり非常に難しいということですし、新しいサービスメニューに関して、やはりロックイン効果みたいなのがありますので、先に始めたもの勝ちというふうなのはどうかというところで、時期とか条件、それから、価格ですね。この点の同等性の担保をする何らかの仕組みを入れてほしいと。特に後述しますけれども、団体交渉をしな

ければやはりちょっと難しいのかなというふうに考えております。

続きまして、6ページ目ですが、その意味でも、網終端装置、N T Eの仕様や状況のオープン化ということで、N G N内部に設置されている網終端装置が日常的に輻輳、ユーザー収容過多となっております、現状のブロードバンドに対応する状況にはなっていないと。

それから、先ほどもお話ししましたように、日々クレームを受けているので、網終端装置についての増設を再三お願いしてきたんですけれども、その増設基準に達していないためというふうなことで、ほとんどのI S Pは断られてきているという状況です。

その4つ目が一番、これはもう我々としては非常に問題なんですけれども、I S Pの装置が原因と説明されていますし、それから、網終端装置のセッション数だとかということについての情報開示はユーザー様にできませんので、そこはもう責められる一方だと。特に、東西様は今、フレッツ光を売るために、ギガ何とかという名称で売られているんですけど、当然ギガは出るわけがないんですけれども、たまたま出るお客様もいるという話もありますが、基本的には出るスペックにはなっていない状況で、ギガだ、ギガだということでコマーシャルをされると、非常に困るところでございます。

ということで、提案としては、今までセッションベースだったのをトラフィックベースとしてお願いしたい。それから、ユーザーに輻輳箇所の情報とか増設基準を開示するということは、我々に開示していただいても、お客様は納得しませんので、その辺はお客様に対して情報開示するような仕組みを入れていただきたいというふうに考えております。

それから、7ページ目、前回出ておりましたQ o SとかI P o E事業者の制限ということで、ルータの再起動時間というものがありませんでしたが、再起動時間を理由として、Q o SやI P o Eの事業者を制限するのは理由にならないというふうに我々は考えております。

まず、Q o Sのアンバンドル協議では最大数千行の設定が投入される前提でしたが、ルータの再起動時間が長時間化することが問題になるとは過去には聞いていない。それから、会員企業で検証を行うが、Q o Sの設定で収容ルータの再起動時間について問題になっていないと。それから、再起動時間が長時間になることが原因であるとするれば、その時間をなぜそうなるのかを明示していただきたい。具体的に何分なのか、何秒なのか、何時間なのかということなんです。また、長時間になるのを許容した場合のQ o Sの収容数の制限を明示していただきたいと。そういった技術的な検証を是非お願いしたいと。

我々の中で話をしている限りでは、大体10分とか15分とかで立ち上がってくるルー

タが、災害時で、何かあったときに再起動して、それをさらに上回るような時間、例えば1時間もかかるんだったら、ルータが壊れているというふうな判断をするので、QoSの設定を入れたり、IPoEの接続の制限数の問題でそんなに長時間化するものではないというふうな認識です。もしこれが違うのであれば、どういうものかということを検証して、その提示をしていただきたいと思います。

あと、技術的な理由でもしこの数が限られるということがあるのであれば、これ、極端ですが、1者しか収容できないような技術仕様にしてしまえば、1者になってしまうわけです。なので、これは技術仕様の問題ではなくて、設計のそもそもの根本の問題だと思います。

前回のNGNの7年か8年前の議論の時に出了た、いわゆる案4がこれに当たるんですけども、そのときに既にマルチプレフィックスの問題でこれになったんですが、マルチプレフィックスの問題はそのNGNの話が出る何年も前からわかっていたことを我々は言ってきました。もしマルチプレフィックスの問題でこれになるというのであれば、やっぱりそれは技術の設計の問題だというふうに思います。釈迦に説法ですけども、インターネットはそういうふうにはできていないと我々は考えておりますので、ぜひ設計について別途考えていただきたいと思いますというふうに思います。

8ページ目になります。次はコロケーションの問題ですけども、9ページ目をめくっていただきまして、実は配付されている資料が、ぎりぎり差しかえてしまったものから、構成員の方にお配りしているものと傍聴席にあるのは少し違いますが、中身的には同じものです。

これが6カ月縛りの問題でして、ブロードバンド普及のための環境整備に対するあり方という情報通信審議会の6カ月ルールの見直しということがあって、現状でも、ほぼ実質6カ月程度かかるというふうなことが報告されているんですけども、なぜ6カ月かかるのかという細かい検証の部分をお願いしたいと。なぜ、どこかでボトルネックになっているのかと。

その上で、単に今、6カ月かかっているんだから6カ月というのではどうかと。実際、ある地方のISPにこの話をしたところ、昔、人でやっていた時代はもっと早かったと。システムに投入すると、いわゆる約款上の2週間でしたっけ、とか1カ月とか1.5カ月といったその数字がそもそもまず出てくる。

そこまでかかることなく、早目に答えが出てくるらしいんですけども、でも、ほぼ8

割、9割、その期間がかかってしまう。実際にテストに行った人、検証に行った人とか、そういう人は見に行った人というのはもっと早く行っているんですけども、そのシステムに投入することで遅くなっているのではないかというふうに指摘する方もいらっしゃいました。ということで、これについてはもっと細かな検証をお願いしたいというふうにお願ひいたします。

続きまして、10ページ目になります。そういったことともやっぱり大きく関わるんですけども、結局、この時代にどんどんスピードが速くなって、お客様の流すブロードバンドの量が増えていますので、設備を交換したいと。それから、何かあったときの壊れたときの代替機器のリプレース、特に中小企業の場合はそんなにいっぱい持っていません。大手の場合はそういうリプレースするのも数があるので、わりとすぐに同じもので交換できるということがありますが、色々なリソースをぎりぎりで行っているところが多いので、1台、2台持っていますが、それ以上壊れちゃったらだめとか、それから、今の時代ですので、ルータにしても、どんどん製品の速度が早いので、いいものがより安く出てくるという時代に合った方法で交換できるようなものにしていただきたいというふうに思います。

次に行きまして、11ページ目になります。あとは、これ、直接的な接続ではないんですが、情報システムの網使用料化ということなんですが、前回議論になっておりましたがこのIPoE接続が接続事業者の上限を3者から16者に増やしたけど、まだプラス3者ぐらいしかないというんですが、これは接続に必要な金額的なものがあまりにも違い過ぎて無理ですということです。

1つは、その目に見えていないIPoEへ参入のための情報システムのコストが非常に高いと。これは中小事業者、中規模事業者は微妙ですけど、小規模事業者だとまず無理なような金額だというふうに聞いております。なので、それを網使用料化してほしい。

それから、今申し上げた情報システム利用料は常に市場より乖離した金額ではないかというふうなことと、それから、網使用料が原価計算に基づくものでもあるにもかかわらず、網の利用に不可欠である情報システムのコストがNTT東西様の言い値であると、だから、網改造料化しているということですね。それを網使用料化してほしいということですね。

NTT東西様のNTTグループの開発会社との随意契約であり、コスト削減のための入札スキームがとられていないと見えると。そもそも、NTT東西様から見て、網改造料はコストの削減インセンティブが働かないところなので、これは是非安くしていただいて、網使用料として算定していただきたいと。そうすると、IPoEへの参入事業者は、この

I P o E接続の設備の問題もあるんですけども、設備が網使用料化すると、これは16者では全く足りないぐらいに増えるんです。例の単県からすると16者という話ですが、仮に47都道府県ありますから1県ずつやりたいという話になると、47者が出てくるということになると思いますので、その辺を一緒に考えていただきたいなと思います。

続きまして、12ページでございます。光ファイバの耐用年数ということで、光ファイバの耐用年数の見直しについては、2008年度にそれまで採用していた法定耐用年数10年から、使用実態を踏まえた経済的耐用年数、架空15年、地下21年に変更されて来年度で10年が経過することになります。加入光ファイバに係る接続料を低廉化させ、メタルから光への移行を促すために、接続料算定に用いる経済的耐用年数については、実態に合ったものに毎年見直していただきたいというふうに考えます。

14ページ目、守秘義務の対象除外で、これは先ほどのサービスメニューともかかわるんですが、JAIPAでは日々ISPが集まり、インターネットの環境整備や諸問題について議論を行っています。しかし、NTT東西様のNGNに関しては、各社「御社限り」としてしか情報が開示されていないことから、ISPが同じ情報を持っているにもかかわらず、議論できない状況です。

例えば、NTEの仕様に関してもNDA対象となっており、JAIPA内で議論ができず、団体としての意見が不可能となることから、協会内での議論をNDAの対象から除外していただきたいというふうに考えております。

15ページ目です。その上で、本研究会のフォローアップの必要性で、NTT東西様は、「説明しているところです」等々なんですが、今後とも、色々な形でこれ、我々も決してNTT東西様と喧嘩したいと思っているわけではなく、むしろ、さらに上の人たちと喧嘩する必要があると思っていますので、将来的に対応していくと言っているのので、お願いしたいです。

一方で、一部のグループの事業者優遇や、先ほどのQoSの利用・開放までに約7年ほどの長期間を要するなど、協議や日々の運用に大きな懸念、課題がありますので、研究会を定期的開催し、同等性の確保、NGNの利活用、協議の状況、報告書記載事項の進捗等の確認・検証を実施していただくよう強く要望いたします。

以上で我々の発表といたします。ありがとうございました。

【辻座長】 どうもありがとうございました。

それでは、次に、KDDI株式会社より、ご説明をお願いしたいと思います。渉外部長

の岸田様、よろしくお願いいたします。

【KDDI】 よろしく申し上げます。それでは、資料4-4になります。当社から、接続料の算定方法について、1ページにあります3点について説明させていただきます。

まず、めくっていただいて、3ページ目から、最初に、FTTH市場の競争環境について、再度確認させていただきたいということです。

KDDIのFTTHサービスについては、自前でもやっておりますが、それに加えて、この赤字で書いていますが、NTT東西様のシェアドアクセスを利用させていただいて、全国でサービスを提供していると。こういった形で、接続を利用して、独自性、多様性を発揮してやってきているというところです。

4ページですけれども、この接続を積極利用することで、これまでFTTHの競争を牽引してまいりました。ただ、依然、NTT東西様が圧倒的なシェアを占めていて、近年はサービス卸が急速に進展しているというのが今の状況でございます。

5ページをお願いいたします。このシェアドアクセスの接続料の動向なんですけど、主端末回線と分岐端末回線のコストの付け替えを行って、主端末回線の接続料の低廉化はしているということですが、分岐を含めて、接続料全体の本格的な低廉化はまだこれからというのが接続料の今の状況でございます。

6ページをお願いいたします。接続によって競争促進をしていかないと、将来、サービス卸だけになってしまうのではないかと。利用者利益の確保、あるいは、サービスの独自性・多様性の確保ということを考えますと、サービス卸のみではなくて、“接続”による競争促進もしていく必要があるということで、本日3点、光ファイバの耐用年数、それから、分岐端末回線の課題、資本構成比の3点について提案をさせていただきたいと。

まず、1点目の光ファイバケーブルの耐用年数について、8ページ目でございますが、先ほど、JAIPA様からもありましたけれども、経済的耐用年数ですね。この検討が適当ということで、前回、見直しがされていますけれども、NTT東西様において2014年度末の実績データを検証されて、耐用年数が推定結果の範囲内におさまるということで見直す必要はないというご判断で見直しされなかったということが現状と。

9ページを見ていただきまして、翌年にまた2015年度末の実績データで再検証いただいて、経済的耐用年数は確実に伸長しているけれども、これは一例に過ぎないというご判断で、ここも見直しはされなかったと。このときのデータを下に書いていますけれども、

2015年末のところの実績データからの算出では、架空が19年、地下が26年ということで、その前のその15年、21年という2008年のこの見直しのときからは、10年間で4、5年延長されているというデータとなっております。

次、10ページです。撤去法の確率分布関数を用いた推定結果で見ましても、経済的耐用年数は確実に伸びていまして、この推計でいきますと、毎年大体1年ごとに確実に1年延長しているというのが数字から読み取れるということです。

11ページ、お願いします。これらのデータ検証から推定しますと、2年後には現行の耐用年数の範囲の外側になると、要するに架空15年、21年を越えるのは、2019年、20年あたり、右下の赤で囲ってありますけど、こういったところになってくるところが想定されます。

12ページ。現行の見直しというのはNTT東西様をご判断されていて、それに依存しているというところですけども、今のデータも見てきまして、やはり接続料について、この申請ごと、あるいは、定期的な間隔で光ファイバケーブルの耐用年数の見直しを実施するということがいいのではないかとこのことを提案させていただきます。

2点目、分岐端末回線の課題について。

14ページをご覧ください。分岐端末回線は現用回線と残置回線、今2通り考えられますけれども、15ページを見ていただくと、引き込みしたこの設備の有効活用ということを見ると、解約後も残置するというのが基本になっていて、残置回線が存在するというのが現状です。

16ページですね。この分岐端末回線はこうやって残置されているんですけども、課題としては2つありまして、解約後の回線撤去の課題、どうやって回線を撤去するのか。それから、2点目が接続料の負担の課題とあります。それぞれ説明いたします。

まず、17ページですけども、解約後のその回線撤去の課題ですけども、これは接続事業者がお客様から撤去の承諾であるとか日程調整を行うことになっておりますが、この課題、下の囲ってあります課題1に書いてありますとおり、お客様がサービス解約された後の、我々はお客様情報を削除してしまいますので、顧客情報保護という観点から、なかなかアクションをとるとするのは難しいという現実があります。

18ページです。一方で、この回線撤去しない限り、接続事業者はこの光信号引込等設備維持負担額というのを支払い続ける必要があるということで、これを今、回線撤去できないがために、支払をとめる手立てがないというのがこの課題2のところを書いてありま

すとおりで。

そこで、19ページで、我々からの提案なんですけれども、接続事業者の依頼をもとに、設備設置されているNTT東西様からお客様にアクションして、回線撤去できる手続を設定していただきたいという要望でございます。

次に、20ページです。もう一つ、接続料負担の課題で、コストが接続会計で把握できないということで、今、主端末回線と分岐端末回線の接続料の算定は、この光ファイバ全体のコストから分岐端末回線コストを引いて、主端末回線コストを出しているという形になっていまして、課題として書いていますけれども、分岐端末回線の償却がコスト算定に反映されないと。償却し切っても、それが反映されないということで、償却が進むと、この負担がゆがんでくると。

具体的には、21ページをご覧くださいなんですけれども、(1)から(3)まで3パターン書いていますが、この(1)と(2)ですね。これが15年を超えて利用し続ける、あるいは、15年を超えて残置し続けるという場合の費用については償却が終わっているけれども、コスト負担し続けるということで、ここに過剰な負担が発生しているということです。

22ページをお願いします。ということで、我々からの提案としましては、こういった償却状況の反映という課題であるとか、こういった接続料の負担の公平性ということを考えますと、下に①、②で書いておりますけれども、2通りやり方が考えられまして、耐用年数の経過前・経過後で別の接続料を設定する。あるいは、②の分岐端末回線の償却済み比率を算定に反映する。この2つが考えられるだろうと。

その詳細が23ページに書いてありますけれども、ここは時間の関係もありますので省略いたしますけれども、後でご確認いただければと思います。24ページが2パターン目の説明になっております。

次に、3点目の資本構成比の算定につきまして、27ページから説明いたします。

NTT東西様のこの接続料の報酬額の算定のところなんですけれども、これはレートベースの構成資産に基づいた資本構成比を利用しているという状況です。

28ページですけれども、現行の査定では、レートベースに無関係な流動資産を全て「その他の負債」のところから圧縮していると。この絵の右の方にちょっと赤字で書いておりますけれども、その他負債から全て圧縮する、した結果、この相対的に自己資本の比率が大きく上昇するというのが今の状態だと。

29ページにその際の課題を書いております、このレートベースの構成資産に係る資金調達の実態というのをいかに正しく資本構成比に反映させるかということを考えますと、レートベースのこの構成資産がどの資金で調達されたのかは正確には把握しがたいということで、資金調達の実態に見合う仮定を置いて算定せざるを得ないと。一番下に書いていますけれども、レートベースの資産構成に合わせるために、「その他の負債」から全て圧縮する算定方法をとっているわけですが、この妥当性の検証が必要というふうに考えています。

30ページですが、固定、長期の固定資産については長期の自己資本・固定負債から、それから、短期の流動資産は短期資金の流動負債から調達する仮定で考えるのが自然だろうと。実際、この表にありますとおり、数字はこのそれぞれ、ほぼ同等になっていますので、これが自然であろうと。

31ページですが、当社からの見直し提案なんですが、下のちょっと囲ってある方から見ていただくと、今その他負債から全て圧縮する算定になっていまして、この絵でいいますと、このオレンジを、オレンジの色のところの借方のその他資産、固定資産ですね。ここをほぼ青で、ほぼこの青の流動資産のところから調達しているという形になってしまっているということで、上のところ書いてある、赤で書いていますとおり、今後、固定資産は自己資本・固定負債で調達する、そこの自己資本・固定負債のところから圧縮するという前提に見直すのがいいのではないかと提案です。

32ページから考察をしております、固定資本を自己資本・固定負債のどちらから圧縮するのが適当かということで、内訳をちょっと考えますと、投資その他資産の内訳は繰延税金資産、それから、関係会社株式、それから、投資有価証券の3項目で大体9割ということなんです。

33ページなんですが、この3つのうちの繰延税金資産につきましては、これ、勘定科目で税効果会計の適用で生じる勘定科目では資産計上され、貸借対照表上の純資産が増加ということで、これは自己資本から圧縮する前提であるべきだろうということです。

34ページですが、残りの関係会社株式、あるいは、投資有価証券等は、どちらから圧縮するのがこの自己資本・固定負債のどちらから圧縮するのが適当かというのは決定的な理由づけは困難なので、貸借対照表上の自己資本と有利子負債を除く固定負債の比率で配分すればいいのではないかと。

まとめになります。35ページですが、レートベースの構成資産に基づく資本構

成比の算定に当たっては、全てをその他負債から圧縮するのではなくて、投資その他資産、固定資産ですね、これは自己資本・固定負債から圧縮するというのがいいのではないかとこのように考えております。

以下は参考ですが、最後に、38ページ以降に、コロケーションルールについて、第1回のときに質問いただきました点につきまして、参考で載せておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

ありがとうございました。

【辻座長】 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、ソフトバンク株式会社よりご説明をお願いいたします。渉外本部固定相互接続部部長の伊藤様、よろしくお願いいたします。

【ソフトバンク】 ありがとうございます。ソフトバンクでございます。それでは、資料4-5に従いまして、説明させていただきます。

めくっていただきまして、今回の構成ですけれども、3点あります。まず、アクセス設備ですね。光・メタルの現状と課題、それから、本日のテーマとなっております加入光ファイバの耐用年数、それから、報酬の算定方法という形で説明させていただきます。

3ページ目でございます。アクセス設備の現状と課題ということで、NTTアクセス網の重要性ということで、固定系の超高速ブロードバンドの促進には、ここのグラフにございますブルーのNTT東西様の光ファイバの設備の利用をさらに促進していくということが非常に重要であるというふうに考えております。

また、一方、このオレンジで記載してございますメタルの設備に関しましても、利用者は減少していますが、加入電話を中心に、まだまだ利用は続くというふうに考えておまして、2025年以降も1,000万以上のユーザーが残るというふうに考えておりますので、引き続き、重要なインフラであるというふうに認識しております。

4ページ目でございます。光ファイバの現状と課題でございますが、光のブロードバンドの普及が徐々に進んでいるとはいえ、まだ普及は十分ではないというふうに認識しております。東西様の芯線利用率でございますが、2016年度末時点でも40パーセント程度で、保守を含めても58パーセントと、まだ低迷しているという状況でございます。さらなる普及促進のためには、2025年度以降も、さらなる接続料の低廉化が必要であるというふうに認識しております。

5ページ目でございます。メタルの現状と課題ですが、需要が減っているということも

あり、未利用芯線が増えているということで、利用率が25パーセントを切っているということもございまして、接続料が上昇している状況でございます。ただ、2025年以降も1,000万以上が残るといふ実態も踏まえますと、将来の接続料上昇の対応や未利用の資産の扱いについての検討が必要であるのではないかというふうに認識しております。

6ページ目でございます。接続料算定における費用・報酬について記載してございます。2015年度の実績でございますが、特に左の加入光のところでございますけれども、原価に占める報酬等と減価償却費の割合が全体の3分の2を占めているというところで、本日のテーマになっております報酬のところ、特に未利用設備の扱いについて、今回は弊社の方から主張していきたい点がございまして。あと、減価償却費は加入光ファイバの耐用年数の見直しといったところが大きなキーポイントになるんじゃないかなというふうに考えております。

続きまして、加入光ファイバの耐用年数の課題について、ご説明いたします。

8ページ目でございます。こちらはNTT東西様が今年の2月に実施した耐用年数の検討結果でございますが、まず、2008年に現行の耐用年数を採用している同じ手法をもって再計算をし直したというところで、架空は4年、地下は5年の延長が見られましたということだったんですけれども、一方、7つの確率分布関数による推計幅で検証したところ、この15年、21年という現行の耐用年数が推計値の幅に収まっていたということで見直しを行わなかったということなんですけど、この結果に妥当性があるかということについて疑問を持っております。

9ページ目でございます。実態に、今の光の耐用年数が実態に即しているのかというところの観点で、参考資料的に準備した資料でございますけれども、メタルとの比較というところで、現行、メタルは耐用年数が架空28年、地下が36年ということで光の倍近い耐用年数が採用されておりますけれども、材質とか構造面のところでメタルと光を比較しますと、むしろ光の方、材質的には石英ガラスとかプラスチックですけれども、光の方が耐用年数的にはもつというところと、あと、実際にメタルと光で使われている用途、使用環境、要するにどういう環境に引かれているかというところを比較すると、ここは基本的にはほぼ差異がないというふうに認識をしておりますので、普通に考えても、メタルと、光はメタルと同等以上の耐用年数で設定するというのが自然ではないかというふうに考えております。

10ページ目の当社の提案でございますが、少なくとも実態に沿った形での耐用年数の

設定という観点からいきますと、少なくとも2008年時の方法で直近で推計した結果の架空19年、地下26年という年数を採用するのが自然じゃないかというふうに考えておりました。直ちに耐用年数を見直すことが適当ではないかというふうに提案いたします。

11ページ目でございます。耐用年数見直しのタイミングでございますが、光ファイバはメタルと比べて、敷設の歴史もまだ浅いということもあって、十分な実績が不足している認識でございます。ですので、当面は定期的に短い期間で見直すことが必要であるというふうに考えております。3年に1回とか、接続料の算定のタイミングでは見直す必要があるのではないかというふうに考えております。

続きまして、報酬額の算定方法のテーマになります。

13ページでございます。こちらは、加入光とメタルの接続料に占める報酬の割合ということで、これは現行の算定方式に従った形での実績でございますが、いずれも、報酬額、それから、接続料に占める報酬の割合も上昇、過去5年で急速に上昇しているという実績でございます。

14ページでございます。本日、報酬に関する課題ということで弊社の方で挙げさせていただいているのが2点ございますが、特にレートベースにおける未利用資産の扱いについて見直したいというふうに考えております。それから、自己資本比率、B/Sからレートベースの資産圧縮方法についてです。

15ページでございます。レートベースの実績ですが、加入光とメタルのレートベース、これは弊社の推計が入っておりますけれども、未利用設備がレートベースに占める割合ということで、光とメタルの方で計算したところ、いずれも40パーセント近い未利用資産が含まれているのではないかというふうに試算しております。

16ページでございます。レートベースに含むべき電気通信固定資産ですが、電気通信事業法関係審査基準に定義が記載されてございますけれども、含むべき資産といたしまして、原価計算期間中にサービスの提供のために供される資産というふうに定義されているということですね。ですので、未利用の固定資産について、サービス提供のために供されているかという判断が必要ではないかというふうに考えております。

17ページでございます。未利用資産に対する提案でございますが、まず、加入光の方でございますけれども、NTT東西様の意見としましては、未利用芯線については即時に切り替える必要があることとか、将来の利用見込みの芯線であるということで、常に全て必要であるというご意見でございます。

これに対する当社の提案といたしましては、先ほどの資料にもありましたけれども、光の利用芯線が実際40パーセント程度なのと、あと、保守用としても全体の15パーセントということで、利用芯線の3分の1程度が保守で確保されているという認識を持っていて、それを保守のところも含めた形でも、まだ40パーセントの未利用があるということで、非常にこれは多いのではないかとこのところで、算定期間中に明らかに未利用の40パーセントを使わないということであれば、レートベースから除外するというものを検討すべきではないかというふうに考えております。

それから、メタルの方ですけれども、NTT東西様の意見としては、確かに使わないけれども撤去できないですとか、収容替えとか撤去を行う費用が莫大であり現実的ではないというご意見ですが、物理的な撤去の可否にかかわらず、利用見込みがないということであれば、芯線長割合等に応じて、レートベースから除外すべきだろうというふうに考えております。

18ページがNTT東西様の自己資本比率の実績でございます。

19ページに移りまして、先ほど、未利用資産を仮にレートベースから除外した場合に、自己資本比率をどう見直すかというところの提案でございますが、NTT東西様の意見書によりますと、電気通信事業用固定資産の資本構成としては、自己資本を優先的に電気通信事業用固定資産にあてがうということですので、自己資本の全額、プラス、残りの他人資本で構成されているというふうに理解します。その比率で、未利用資産を除外、レートベースから除外した形で再度、自己資本比率を計算し直すという形でやってはいかかがかと思えます。

最後、20ページ目でございます。これによる未利用資産を除外することによる接続料への影響でございますが、加入光で300円強、メタルで90円程度といった削減効果が見込まれるというふうに考えております。

弊社からは以上でございます。

【辻座長】 どうもありがとうございました。

それでは、最後に、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社よりご説明をお願いしたいと思います。東日本電信電話株式会社経営企画部営業企画部門長の飯塚様、よろしくお願いたします。

【NTT東西】 NTT東日本・西日本でございます。それでは説明させていただきます。

1 ページ目の目次をお開きいただいて、本日は、まず、第4回目に設定されたテーマ以外に、前回までの研究会での議論に関する補足、追加意見を述べさせていただきたいと思っております。

2 ページ目でございます。帯域換算係数についての意見です。第2回、第3回の研究会で、現在のNGNの帯域換算係数が当初目的としていたとおりの効果に結びついていないのではないかというご指摘をいただいたと思っています。

さらに申し上げれば、優先転送機能のように、利用が極めて小さい新規の機能にかかるコストが大きくなり過ぎているのではないかというご指摘もいただいたと思っています。これについては、2ページの下段にいろいろ書いてございますが、我々としては素直にそうしたご指摘を受けとめて、見直しに着手したいと思っています。それが結果として、帯域換算係数の廃止になるかどうかはわかりません。全てのコストがトラヒックに応じて比例的に増加するということにはなっていないと思っていますので、可能であれば、そうした要素も加えた何かしらの適正な見直しができないかということの検討に着手したいと思っています。

3 ページをお開きいただきたいのですが、帯域換算係数の見直しに併せてということになります。NGNは様々なサービスのトラヒックが流れる共用設備の塊みたいなものがございますので、その共用設備の費用配賦に用いるコストドライバを精緻化するよう、試みたいと思っています。

3 ページでは、中継ルータの設備コストについて例示してございます。中継ルータの増設をしようと思ったときのトリガーは何なのかということ、必ずしもトラヒックだけではないということ为例示的に示したものでございます。いずれにしても、こちらについては見直しを検討し、来年度の接続料には何かしら反映するように検討を進めたいと考えています。

4 ページは、前回のKDDI様のご意見です。

5 ページをお開きください。第2回の研究会で私どもから口頭で申し上げたものでございます。私どもから見たときのいわゆる支払い接続料、他事業者様の固定電話接続料の適正性・透明性についての意見となります。

KDDI様を代表として例示させていただいていますが、私どもの接続料と他事業者様の接続料の格差は年々拡大してしまっていて、それが適正なものであれば問題ないと思うのですが、どうしてそれがその接続料水準になるのかという適正性の確認がなかなか難しい状

況というか、要は他事業者様から算定根拠が全くご提示いただけていない状況で、接続料の適正性の確認が難しいため、他事業者様の接続料についても透明性を確保してほしいということでございます。

これらは、基本的には協議によって解決すべきものだとは思ってございますが、総務省殿の方で策定された「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」もあるところですし、算定根拠が開示されないとき、若しくは、開示されているときであっても、どのようなものまでは最低限開示すべきというようなルールづくり、例えば裁定の手續にかかる基準等を設けていただくようなことをご検討いただけないかと思っています。

6 ページは構成員様限りになってございますが、どのぐらい格差が拡大しているかというものの実数値です。

7 ページ以降が本日のテーマでございます。

まず、加入光ファイバの耐用年数について、8 ページ以降で説明させていただきます。

本日、KDDI 様、ソフトバンク様から私どもの耐用年数についてかなりつぶさに意見をいただきましたが、8 ページ、9 ページは今までの私どもの耐用年数の検証結果のプロセスと結果を記したものとなります。

9 ページをご覧くださいますと、先ほどご指摘いただいたとおり、直近の検証において、私どもの架空のケーブルの耐用年数は15年、地下のケーブルは21年でございますが、それらは、光ファイバの場合、まだ敷設してからの歴史が短いということもあって、今のところ、撤去法による推計を行っているところです。7つの関数を用いた推計結果を照らし合わせると、まだ現時点では見直しが必要な程度には至っていないと私どもとしては考えています。

さらに申し上げますと、(2)ですが、この固定資産データによる推計だけでなく、日本公認会計士協会様の指針によりますと、例えば「材質・構造・用途・使用上の環境」の変化とか、技術革新があったかどうか、あと、経済的事項の変化による陳腐化の危険の程度が変わったかどうか、こういった観点もあわせて検討すべきだというふうにされておりました、それら観点でも検証した結果、私どもとしては、現時点、見直しが必要な状況には至っていないというふうに考えています。ということで、結論として、現時点では、財務会計上の扱いとして、耐用年数の見直しが必要となっていないと判断したところです。

10 ページをご覧ください。繰り返しになりますが、まず、耐用年数の見直しというものは、私どもとしては、基本的に財務会計の適正化の観点から行うものであって、財務会

計を適正なものとするという観点では、適宜の見直しというものは当然検討しなければならないものだと思っております。ただし、その検討は接続料の低廉化を目的として始めるようなものではないと考えています。

現時点において、耐用年数の見直しが直ちに必要な状況には至っていないと判断しているところがございます。本日のKDD I様、ソフトバンク様からのご指摘は、撤去法の推計結果を踏まえて、そろそろ現在の経済的耐用年数というものの適正性が大分失われてきたのではないかとのご指摘かと思えます。これら推計結果の値が、ここ何年かで現在の経済的耐用年数が撤去法の推計結果のいずれにも収まらなくなった場合は、私どもとしても、先ほど申し上げた陳腐化リスク等、もしくは、使用実態の変化等も踏まえた上で検証を行い、見直しを検討していきたいと考えています。

ちなみに、撤去法というものが出ているのですが、光ファイバの場合、大分投資が安定してきたというところもございますので、撤去法だけではなくて、例えば増減法も組み合わせさせて検証することを考えてもよいのではないかと考えています。

1 1 ページ以降は、報酬額の算定についての意見です。

KDD I様にご指摘いただいた報酬額の資本構成比について、説明させていただきます。

1 2 ページは報酬額の算定方法はこういう方法で算定していますというものです。

1 3 ページが、報酬額算定に当たって用いられる資本構成比率についての私どもの考えでございます。私どもの考えとして、報酬額算定に当たって、レートベースに対応する資本構成比率の算定については、接続機能の提供に真に必要な範囲での資産にレートベースが限定されているものですから、貸借対照表の数値は何かしら圧縮せざるを得ないと考えています。

その圧縮に当たっては、まず、自己資本は優先的にこの電気通信事業固定資産に対応させるとしています。つまり、現時点でいうと、全額、自己資本は残した上で、それ以外の部分、有利子負債以外の負債、有利子負債から圧縮を行うということで、現在では有利子負債以外の負債から圧縮しているところです。

先ほどのKDD I様の分析というのは、左側のいわゆる借方の資産側から見たときに、この資産がどのように調達されているか、その資産の調達手段に着目されて分析されていると理解しております。これもまた一定の合理性はあると思っておりますが、私どもの考えているのは、どちらかというと貸方側から見るということです。つまり、この貸方側の自己資本に着目したときに、現在、この低金利時代でもございますので、他人資本、自

己資本を比べると、自己資本の方が高いリターンを求められているという状況でございます。そして、その高いリターンを求められている自己資本を何に充てていくのかという観点で考えると、まずは私どもの本業、事業の根幹である、接続も含む地域電気通信事業の固定資産に優先的に充てていくのが本筋ではないかと考えており、まずは自己資本を優先的に確保する、自己資本を全額残すということをやっているわけです。

14ページ以降は、最後のテーマ、分岐端末回線に係るコストの考え方です。先ほどKDDI様からご指摘いただいた償却済みの分岐端末回線についてのコストの扱いになります。

15ページは分岐端末回線の算定のロジック、仕組みを示したものです。

16ページをご覧ください。分岐端末回線の接続料の算定方法です。この点、私どもとしては、先ほどのKDDI様のご説明でいうと、パターン2とおっしゃっていた方を探っていきたくと考えているところです。今後、減価償却が終了した分岐端末回線が発生した場合には、その償却済みの部分の費用低減分を考慮した接続料を算定することになりますが、その考慮にあたっては全ての分岐端末回線に平均的に反映する、つまり、償却済み比率を反映させたいと考えています。

もちろん、KDDI様のパターン1のように、減価償却が終了したもの、終了していないもの、個別に分けて接続料を算定するということもできるのですが、それを個別に把握する仕組みを導入しなければいけないということを考えると、総額費用もかさむことになりますし、公平性という観点では、平均的に費用低減分を反映してもよろしいのではないかと考えています。

ちなみに、少し戻るのですが、償却済みか、償却済みでないかというところです。実を言うと、私どもの光ファイバの歴史、FTTHサービスの歴史というのはそんなにまだ古いものではありません。シェアドアクセス方式を接続メニューとして提供開始してから、まだ実はこの15年という償却期間が到来していないところです。もう間もなく到来することになりますが、それが到来すれば、まさにKDDI様のパターン2でおっしゃっているような償却済み比率を反映するといった対応をやっていきたくと考えています。

以上、私どもからの説明でございます。

【辻座長】 どうも事業者・団体の皆様、ありがとうございました。

それでは、これから質疑応答に移りますが、まず、前回までの議論に関する内容と新しい今日のテーマと2つございましたので、最初は、前回までの議論に関する内容からご質

間をお願いしたいと思います。いつものように、まず、構成員の皆様から質問を受けて、その後、オブザーバーの皆様方をお願いしたいと思います。

それでは、構成員の皆様、ご質問がある方は挙手をお願いしたいと思います。

【酒井構成員】 じゃあ、よろしいですか。

【辻座長】 どうぞ、酒井構成員、お願いします。

【酒井構成員】 このNTTの資料の2ページで、前回までの意見ということで、帯域換算係数の見直しがありますけれども、これは今後ご検討いただくということでそのことは問題ないと思うんですが、それにおける、ある程度大きい方が帯域ごとにするのと割安になるという帯域換算係数の精神のところと、それから、トラヒック比例と、この2つに分けるというのは非常にシンプルだと思うんですが、それ以外のエッジ設備向けポート数等をコストドライバとして用いることについてというのは、あんまり細かいベースでやってしまうというのはややこしくなるので、そのあたりを全体としてモデル化して、うまいぐあいにこれがトラヒック量に比例する部分、これはトラヒック量のルートに比例する部分とか、何かそんな形でうまくモデル化していただければいいんじゃないかと思うんですが、そのあたりはどうなんでしょうか。

【NTT東西】 おっしゃるとおり、コストの精緻化ということはやっていきたいと考えていますが、やたら細かくしても機能しなかったということでは意味がないと思いますので、先生のご指摘を踏まえて、今のNGNの設備の実態はよく見ていきたいと思っています。何らかモデル化できるようであれば、いわゆるNTSとTS、トラヒックセンシティブな部分と、ノントラヒックセンシティブな部分にうまく切り分けていけるか検討していきたいと思っています。

【池田構成員】 ご説明、ありがとうございます。JAIPAの資料4ページで、NTT東西からはNTEについて全て開示済みということについてですが、全事業者に対して情報提供がなされていないんじゃないかという問題点と、それから、あと、情報の程度に同等性がちゃんと確保されているのかという問題点と、あと、それから、情報の提供方法ももう少し丁寧にやった方がいいんじゃないかという問題点があるように思いました。

それから、秘密保持契約ですか。NDAを締結して団体交渉ができないという問題は、何のためにそのNDAの締結、協定を結んでいるかにもよりますけれども、団体交渉のためということであれば、正当な目的のために議論されることだと思いますので、あまり過度に契約を盾にとって団体交渉を妨げるようなことはやってはいけないのではないかと思

っております。

それから、広告表示についてご指摘がありました。ベストエフォートではあるとは思いますが、そのスピードが出るのが、他のユーザーが全く利用していない場合とか、そういうおよそ実現可能性がないような場合にギガが出るとか、広告表示については消費者が正しい情報を見て選べるというのが大事だと思いますので、広告表示については実態がどうなのか、是非お調べいただきたいと思っています。

それから、私もルータの再起動時間がそんなに事業者数を制限するほどのことなのかというのは私も疑問を持っておりまして、ここについてもお調べいただきたいと思っております。

それから、6カ月間の違約金についてなんですけれども、図を見ると、次の方が入るまで、撤去工事が完了してから次の人が入るまでの分も前の人が負担しなければいけないということになっているようなのですが、何で前利用している方が工事完了の日から次の人が入る3カ月分の利用料を負担しなければいけないルールになっているのかというのが疑問に思いましたので、そこをご説明をいただければと思います。

【NTT東西】 まず、NTEの中で1種類、全額負担のメニューと言っているものについては、相互接続ではなく、ユーザサービスの相対提供という形で事業者様に提供していましたが、それはNTT西日本だけが提供しているユーザサービスであり、法人向けサービスをやりたいとか、特別な高品質なものをやりたいとかという個別のご要望をいただいた事業者様に提案をさせていただいています。他方、接続のメニューとして提供しているものについては、全てこれまで同じタイミング、同じ内容で情報開示等をさせていただいていました。

今回、我々としても、増設基準を設けない全額負担メニューを、他の事業者様にもご紹介したいと思い、先日のお話もありましたので、JAIPA様の方に早速ご説明に上がりましたところ、今回のご指摘のようなお話しになってしまったということでございます。

今後、トラフィックが増加していく中で、様々な課題があるということは我々としても認識しているところですので、もっと積極的にユーザメニューを活用いただけることをご案内していけばよかったと考えており、それができなかった点は少し反省しておりますが、あくまでもユーザメニューですので。今後は、ユーザメニューについても、できるだけご紹介していくようにしたいと思います。

次に、そのユーザサービスを除いた他の接続メニューについて、各事業者様に行き渡っ

ている情報は一緒でしょうかという点については、先ほどJAIPA様からもメールでの配信という話がありましたけれども、メールは同じ内容になっていますし、メール周知した内容はホームページにも掲載しています。順次ホームページに掲載しておりますので、接続事業者様であれば、それをご覧いただくこともできるところです。

ただ、そこにはずっと時系列で周知した文書が並んでいるだけなので、例えば前回のプレゼンテーションでご説明したような一覧性のある資料、こういうメニューが並んでいますよとか、それぞれどういう形で検索できますよということが、正直、事業者様にとって優しくないような掲載方法になっていた面はあったと考えており、その点については、我々としても反省しております、ホームページの記載内容等は今後工夫していきたいと考えているところでございます。

さらに、NDAの事業者様の中での意見交換の話ですが、我々自身、「複数の事業者様で意見交換をこういう内容でしていいでしょうか」ということについて、具体的にご相談等をいただいたという認識はございませんので、何とも良く分からないのですが、具体的にどの事業者様とのどういうフェーズにおいてそれを守秘義務解除してほしいのかというところをご相談いただければ、それはそれで柔軟に対応することは可能だと思っております。当然、合同協議でも構わないですし、やり方は色々あると思います。個別でも構わないので、事業者様のご要望に応じて、事業者協議はやっていけると思っています。

ただし、我々としても、今回色々な課題等をご指摘いただいている中で、具体的に、我々も協議していくにあたって、自分たちに何が問題があったのかということ振り返って確認するため、具体的にどの事業者様との何のときのどういう話をご指摘いただいているのか、といったところを伺ったりするようにしているのですが、なかなかそのあたりの情報をお示しただけず、やりとりも十分やっただけでないところです。我々としては、そうした点も含め、一つ一つ事実を踏まえながら、丁寧に協議していきたいと思っております。

最後に、広告表示とコロケーションの6カ月の期間についての話でございます。

まず、広告表示は本当に池田先生がおっしゃっていただいたとおりでございまして、いわゆるギガという部分を何か誇大広告するようなことはあってはいけないと思っています。私どもは東西とも社内に広告表示審査室という組織があって、その組織には消費生活アドバイザーの資格を持っている人間なども入れて、そういう誇大広告がないかどうかという点をチェックしているつもりなのですが、今日のJAIPA様のご指摘も踏ま

えて、改めてそういうものがないか、しっかりチェックしていきたいと思っています。

あと、コロケーションの6カ月の期間についてですが、まず、現在の考え方をご説明します。現在は、コロケーションしている設備の撤去のお申し込みをいただいて、撤去を実際に行ったとしても、撤去のお申し込みから6カ月間は使用料をお支払いしてくださいという形になっています。これは何の期間に対応しているかといいますと、その撤去後、すぐ他の人が使えるかという、原状復帰をしなくてはいけないので、原状復帰して次に誰かが使い始めていただくまでの平均的な期間に対応しています。

この平均的な期間は、JAIPA様にもご指摘いただいたとおり、平成23年くらいの「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方答申」だったかと思うのですが、そのときにご指摘いただいて、この6カ月が妥当かどうかということを実データで検証してございます。

ここまでは、現状のご説明になるのですが、その上で、池田先生からのご指摘は、撤去から次の誰かが使い始めるまでの期間の費用を、自らの装置を撤去した事業者に課すのはどうなのかという内容だったかと思いますが、それは確かに考え次第でありまして、その期間の費用については、逆に次に利用する事業者様からいただくという考え方もございますし、それを平均的な費用にまぶして回収するという考え方もあるかとは思いますが、現状では、装置を撤去する前に利用されていた事業者様に費用負担をいただく形にしていて、これにも一定の理屈はあると思ってやってきたところですが、絶対にこれではなくてはならないと固執するものではございません。いずれにしても、他の事業者様が使えない期間のスペース等のリソースのコストは誰かには負担していただきたい、そういう趣旨でございます。

ルータの再起動期間の話ですが、もともとNGNが始まったときに入れた収容ルータというのは、もう8年ですかね、8年も時間が経過しているということですが、その後、色々なサービスの追加とか、色々な設定内容の変更とか、次から次へとそういうデータの書き込みというものが増えてきまして、再起動時間というものも普通にしておく、どんどん長くなってきているという状況です。

その結果、その装置については、我々の定める運用基準、この時間内には再起動が完了できるようにしたいというところの限界にまで近づきつつあることもあって、即ち、残りのバッファが少ない状況になってきているということもあって、優先転送機能を利用いただける事業者数等に制限がかかっております。

もちろん、装置を全部入れ替えて、新しい装置で新しいネットワークをつくる時には、またそういったことが生じにくいものを改めて設計していくことができると思うのですが、現時点は、その8年間ずっと使っていた装置ということになりますので、そういう制約がありますということでございます。

【関口構成員】 NTTの5ページ、6ページの資料なんですけど、固定電話の接続料について、これ、KDDIを例に挙げていらっしゃるということなんですけれども、経営情報なので情報開示はしないということなんですけれども、6ページ目の構成員限り情報を拝見すると、相当な格差の拡大なんです。

ここについて、言いたくないというのは少しフェアではないなという気がするんですが、可能な範囲で結構ですので、この格差が拡大してしまう理由について、KDDIさんの方からご説明いただく、格差拡大の原因についてご説明いただくことはできますでしょうか。

【KDDI】 この場なので、一般的なお話になりますけれども。

【関口構成員】 はい。結構です。

【KDDI】 前回もご説明しましたとおり、事業規模が異なるといいますか、このサービスの規模が異なるというところで、水準格差というのはどうしても生じますし、あと、おそらくここで指摘されているのは光の電話の接続料なのかなと思いますが、これについては、我々のサービスというのはケーブルプラス電話ですとか、法人向けのサービスですとか、光のサービスですとか、こういったものも入ってまして、サービス構造がNTT東西様のひかり電話と同等でないといいますか、対称的でない、シンメトリックでないというところもありまして、そういった違いがありますので、規模だとかサービスの差というのがありますから、水準格差というのはどうしても出てくるというのは自然なのかなというふうには思っています。

先生から今ご指摘いただきました点なんですけれども、協議ではもちろん真摯に協議させていただいてまして、文書でも算定の考え方を示していますし、その文書以上のことも説明はさせていただいているところですので、今後も真摯に協議をさせていただく考えでおります。

【関口構成員】 ありがとうございます。大分NTTと表現等の違いがありますが、どうもありがとうございました。

【辻座長】 では、それでは、オブザーバーの皆様方から。

【柳迫料金サービス課課長補佐】 本日の議題である耐用年数や報酬の話についてまだ

意見を伺ってないので、その点について、もしご意見がございましたら。

【辻座長】 そうしたら、もう一つのヒアリングテーマが本日新たにありましたが、その説明につきまして、質疑応答に入りたいと思います。

では、最初に、また構成員の皆様から、お願いいたします。

【酒井構成員】 じゃあ、よろしいですか。

【辻座長】 どうぞ。

【酒井構成員】 KDD Iの資料の15ページ、これはKDD Iに聞いた方がいいのかどうか分からないんですけども、分岐端末回線の色々な計算方法、その後に出ておりますが、この分岐端末回線で残置回線ですか。この残置回線の比率というのはそう多くないような気がするんですが、どのぐらいのオーダーなんでしょうか。要するに、未利用芯線の40パーセントとか、それとは桁が違うのか、同じだと思っていいのか。

【KDD I】 そんな数十パーセントというお話では今のところはないです。

【酒井構成員】 それから、この計算、今は例えばKDD Iが最初に借りたら、その後、残置回線の部分は撤去しない限り、KDD Iが支払うという形になっていると思うんですけども、例えば借りて終わったら、他の会社が使ったら、そこはそっちが払うんでしょうから、残っている間は、借りて終わった後、適当な期間が経過したら、例えばもう全部NTTに戻してNTTがやるんだというふうにしても、残置回線の比率が各社のシェアで決まるので、あんまり変わらないような気がします。なおかつ、撤去した方がいいかどうかというのはそこがもう使う見込みがないかどうかという話なので、この話についてみるとNTTの方がよくわかるので、乱暴かもしれませんが、全部NTTに戻して、NTTが判断するというのでやっても、あんまりそれぞれの支払い額が変わらないような気がするんですが、違うんでしょうか、これは。

【KDD I】 多分、接続料の算定をどうするかだと思っていて、要はNTT東西様に戻すということは、多分、未利用芯線と同じような扱いにするんだと思うんですけども……。

【酒井構成員】 そうです。そうです。

【KDD I】 そのコストが、結局、分岐端末の現用回線で負担するような形になるので、そういう形で負担するのがいいのか、償却状況を反映させるのかという。そこは少し考え方のかなというところになります。

【酒井構成員】 考え方の問題で、多分、結果はそんなには変わらないんでしょうね、

どっちにしても。やってみなきゃわかりませんが、わかりました。

個人的には、この撤去するかどうかというのをやめた事業者が判断するよりは、管理しているNTTの方が、このお客さんは当分もう使う見込みないから撤去してしまおうとか、そういう話でわかりやすいのかなという気がしたものですから。

【辻座長】 ありがとうございます。

ほか、ございませんでしょうか。池田構成員。

【池田構成員】 加入光ファイバの耐用年数の問題ですけど、私は審議会の委員に参加してあまり長くはないんですけど、前回の加入光ファイバの答申をまとめたときに参加させていただいて、実態に合わせて見直すよう答申をまとめた記憶があります。

その後で、NTTの方で対応を検証して、今回は見直しが必要な状況には至っていないというふうに判断されたということなんですけど、報告書とか答申とか、そういう意味合いってどういうものなのかというのが、もう完全にNTTの裁量に任せてしまっているような状況ではないかというのに少し私は不満を持っておりまして、例えば、どれぐらい検証した結果と離れたら、接続料の認可の基準において、それは離れ過ぎだみたいな、そういった判断基準みたいなものは、電気通信事業法として考えられないのかなということは思っております。

あと、今、ソフトバンクやKDDIの資料にありましたが、問題になったら、こういうところで議論されるということで、定期的な見直しの仕組みも入っていないということで、完全にNTTの任意のご判断にお任せということでもいいのかなというのは少し疑問として感じております。

それから、報酬については色々あるかと思いますが、まず関口構成員にお任せしたいと思えます。

【関口構成員】 振られましたので。報酬のところ、ソフトバンクのご意見とKDDIのご意見、それぞれにコメントがあるんですけども、初めに、KDDIのご指摘の資本構成比の算定についてのところなんですけれども、32ページのところで、投資その他の資産の内訳について、2015年度末のNTT東西の貸借対照表を用いて分析されています。年によって数字は多少ぶれるにしても、6割が繰延税金資産に占められている。

税効果会計の適用をして仕訳を入れたときに、この繰延税金資産の計上の貸方項目は法人税等調整額となり、要は費用の取り消しになります。これは税金の期間配分を行って発生主義に戻すという仕訳を入れるわけですので、当期の利益に直接影響し、従って純資産、

つまり自己資本を増加させる項目になりますので、このご指摘は正しいと思います。ここはやはり負債からではなくて、資本から控除というのが正しい処理だというふうに理解をしております。

繰延税金資産については、将来の損金算入の可能性に期待をして資産計上するので、一般の事業会社の場合には、将来、課税所得が発生しないような、赤字になる状況を招来するならば資産性が問われるわけですが、電話料金のように、報酬率の算定である程度一定の報酬が保障されている世界では将来赤字というのは、そうそう想定しなくていいというふうに考えられますので、やはりこの繰延税金資産については資本勘定から控除して行うという、KDDIの主張のように修正するのがよいのではないかというふうに考えています。

関係会社株式、投資有価証券については、ここはもう決め打ちの世界でありまして、貸方との連動性というのは個々のケースによってまちまちでしょうし、既存の会計慣行、商業慣行を変えてまで修正を要するというほどの強い理由はないかなと思っていますので、ここは趣味の世界に等しいかなと考えています。

それから、ソフトバンクの方は、具体的な提案が見えにくいんですけども。ソフトバンクの資料は、レートベースから未利用資産を除くんだというご指摘なんですけれども、これは未利用芯線を全てのコストを料金計算から外すべきだというご主張なんですか。

かつて、メタル回線のコストの在り方についての検討の中で、未利用芯線については随分色々な検討をいたしまして、有姿除却ができないかとか、減損処理ができないのかとか、いろいろ検討した結果として、現状では、この未利用芯線のコストについては料金算定から除外しないという形で一定の結論を出したというふうに記憶をしているんですが、それをひっくり返して、全部除外しろというご主張なんですか。

【ソフトバンク】 今回の弊社の提案は、実際にランニングで発生しているコストの設備コストですね。例えば施設賃借料、施設保全費ですとか、あと、減価償却も含まれますけど、こちらは物理的に未利用芯線の、実際に物理的にそこを未利用の部分の資産を除却とか収容変更というのは現実的でないので、減らすことはできないと思っていますので、発生しているランニングコストに関してはそのまま全て未利用も含めて原価の中に含めるという考えでございます。

ただ、報酬のところですね。ランニングコストに関しましては、全て含めていいという考えなんですけれども、報酬に関しては利益を生み出していない資産が、無視できない金

額だと思っていますので、そちらの利潤に関して、報酬に関しての未利用資産を除くというところで今回は提案したという次第でございます。

【関口構成員】 わかりました。報酬に限定してということなんですね。

【ソフトバンク】 そうです。

【関口構成員】 わかりました。

それから、18ページの課題2というのが、これはこの流動資産圧縮前後で比率が上がると、この事実がけしからんというご主張でしょうか。

【ソフトバンク】 そうですね。18ページはこれ、先ほどKDDI様の資料にもございましたけれども、NTT東西様の貸借対照表からレートベースでの自己資本比率を圧縮する際の事実を述べただけでございます。

【関口構成員】 じゃあ、これは課題じゃないということですか。

【ソフトバンク】 そうですね。18ページに関してはそうですね、実績という形でございます。

【関口構成員】 わかりました。

【池田構成員】 ソフトバンクの、未利用資産について、コストとしては回収漏れはないけれども、報酬としては利益を発生していないのであれば、報酬を与える必要はないんじゃないかということで、資料の16ページで、無条件に全ての資産を報酬に含めることは過剰な設備投資を促すインセンティブにもなり得るというご指摘があるんですが、何が過剰なのかというのがちょっと、どういう状況になったら過剰なのかというのが少しよくわからないといえますか。

NTTの光ファイバの敷設というのは、接続で貸す分も含めて敷設されているんですかね。そうだとすると、接続のための投資意欲を損なってしまうようなことにならないかというのを少し懸念するんですけど。それはNTTですか、ソフトバンクですか。どっち。コメントです。

【辻座長】 ご回答は求めてないということですね。

【池田構成員】 感想です。

【辻座長】 そうしたら、時間的に余裕がありますので、オブザーバーの皆様方からご質問等ございますでしょうか。

【池田構成員】 あと、テレサ協の優先転送機能を使いやすくしてほしいということで、確かにネットワークマネジメントとか管理のために影響がないかということは見ていく必

要があるとは思いますが、使用帯域とかで明らかにその使われ方からして、網に対する影響がほぼないと思われるものについては迅速簡単に使えるようにしてほしいというのはごもっともなご要望だと思うんですけど、これについてはどのようにお考えですか。

【NTT東西】 今回いただいている、専用線的に常時流れるというものについては、しっかりそれぞれのサービスの帯域と実際に入ってくる需要ですね。それをちゃんと管理していく必要があると思っております。

ただ、既に始められようとしております電話用途については、恒常的にトラヒックが流れるわけではなくて、電話である以上、利用するときにトラヒックが流れるものだと考えられましたので、電話については、早目に始めることを可能とさせていただいたところで。あくまでも、影響が比較的少ないだろうと判断したところです。

ただ、専用線的に使われる場合は、その帯域が仮に64Kとか、そういったものであったとしても、しっかり積み上げて見ていく必要があると思っております。

【酒井構成員】 むしろ、専用線の方が楽ではないんですか。専用線で64Kとか何かでしたら、もう変動も何もなくこう来ているわけですから、その方が楽なような気がする。そうでもないですかね。

【NTT東西】 全体としての割当領域が決まっていますので、そこにどれだけ詰め込むかというところを管理する必要があります。限られた共用リソースになりますので、たくさんのお客様が参入されたときに、皆が一斉に自由に使われたときには、公平にちゃんと帯域を配分できるようにすべきではないかと、そういうルールづくりを考えないといけないという趣旨で申し上げました。

【テレコムサービス協会】 今言われたように、常時使うというので、その帯域は必要になるとは思いますが、結局、NGN全体という意味で見ると、ベストエフォートが非常にたくさんあって、その部分の非常に一部分というような形だとすると、最終的にはそんなに影響がないことになると思っております。

NTT様の中では、ベストエフォートがどのぐらいあって、それぞれのところで優先帯域が必要なのか、どのぐらいというのはおわかりになっていると思うので、今回書かせていただいたのは、その専用線のように使うようなものだったとしても、ある一定の以下の帯域、申込みだとすると、影響がないというのはおそらくわかるんじゃないかなと思っていて、ここより少ない帯域だったら簡易な申込みでよくて、ここから上だったら、きちんとやらなくちゃいけないというような形でできると、申込みしやすくなるというので、そ

ういうものができるといいかなというので提案させていただきました。

【NTT東西】 今説明していたように、専用線といえども、やはりネットワークの中で強い部分と弱い部分もありますし、全体的に見ても、強いところ、弱いところがあるので、そういう点も含めて検討させていただいて、やはり前回説明させていただいたように、利用にあたり条件というものを設定しておくことが必要となりますので、その条件の中でいかに効率的に皆が公平に使えるようなものとするかという議論をさせていただければと思っております。

【日本インターネットプロバイダー協会】 それに関しては、前回、優先制御の話を、中立性の問題にも大きくかかわることなのでという話だったんですが、それを決めるときも、できれば、我々事業者だとか、いわゆるもうインターネット自体がマルチステークホルダーというふうになっていますので、利用者も含めて、NTT様、東西様だけではなくて、事業者、それから、ユーザー様も含めた上でそれを決定していただくようにしていきたいと思えます。

【辻座長】 ありがとうございます。

質問はまだまだあると思いますが、今回もこの後、いろいろ文書等で聞いていただくのは結構ですので、ひとまずこの耐用年数、報酬等につきましてはここで打ち切らせていただきたいと思えます。

それでは、次に、「資料4-7 論点整理項目に係る構成員及びオブザーバーからの主な意見」及び「資料4-8 論点整理①」につきまして、事務局よりご説明をお願いしたいと思います。

【柳迫料金サービス課課長補佐】 それでは、論点整理について説明させていただきます。時間の関係上、資料4-7の「論点整理項目に係る構成員及びオブザーバーからの主な意見」については、ここに書いているとおりでございますので、説明は省略させていただきます。資料4-8の「論点整理①」について、説明させていただきます。

なお、参考資料4-1は、コロケーションルールとスタックテストに関する構成員の皆様からの追加質問に対するオブザーバーの皆様からの回答を掲載しておりますので、適宜ご参照いただければと思えます。

それでは、資料4-8、まず、3ページをお開きください。コロケーションルール及びその代替措置について、今回は、論点として、3つ紹介させていただきます。

まず、論点1「コロケーションが第一種指定電気通信設備設置事業者の所有でない建物

で行われる場合の情報等の開示について」でございます。

1つ目の丸で、コロケーションの建物がNTTコミュニケーションズの所有物である場合、該当の建物は全国で今48ビルあると承知しておりますが、こちらにつきましては、現在、空きスペース等の情報の開示が事前に行われていないため、接続事業者が空き情報の確認をするためには、毎回、相互接続点調査の申し込みが必要となっており、時間と費用もかかるので、円滑な計画が立てづらいとの指摘がございます。

そこで、2つ目の丸において、NTTコミュニケーションズの所有ビルにおいて提供される場合であっても、可能な限り、情報の開示が行われる必要があるのではないかと問題提起しております。

この点につきましては、3つ目の丸で、NTT東日本・西日本として、スペースについては一定区画をまとめて賃借しており、空き状況を把握することが可能であるため、事前開示に向けて検討を行っていくとの見解が示されました。他方で、電力設備につきましては、必要な容量のみ賃借し、容量の追加可否についてはその都度確認が必要であるため、現時点で電力設備につきましては、空き状況の事前開示は困難との見解が示されております。

4つ目の丸では、この電力設備につきましては、今度、KDDIからの提案がございまして、こちらにつきましては、NTT東日本・西日本の事情も理解した上で、定期的に、例えば四半期ごとに電力設備の空き状況をNTTコミュニケーションズに確認して、その結果を接続事業者向けのホームページで情報開示してはどうかという提案があったところでございます。

こうしたことを踏まえまして、最後の丸ですけど、NTT東日本・西日本における改善策を注視していく必要があります、その検討を総務省からNTT東日本・西日本に依頼することが適当ではないかと問題提起しております。

次に、4ページをお開きください。論点2「コロケーションリソースの配分上限量の緩和」についてでございます。こちらは2つ目の丸で、ソフトバンクから具体的な要望がございました。設備更改など、一時的に二重設置が必要な場合に、設備更改後のリソースの返却等を条件に、一時的にリソースの配分上限量の緩和を求める要望です。

これに加えて、配分上限量自体の緩和、これは具体的には今、Bランクの場合でも、Cランクの場合でも、配分上限量が同じですので、せめてBランク局の配分上限量の緩和を要望するものでございます。

これにつきましては、最後の丸ですが、関係事業者にも影響があるため、関係事業者の意見を集約していく必要があります、平成13年度の措置と同様に、総務省からNTT東日本・西日本に対し、対処について検討を依頼していくこととすることが適当ではないかと問題提起しております。

5ページをお開きください。論点3「コロケーションスペースの確保及びこれが実現しない場合の代替措置」でございます。

コロケーションにつきましては、接続事業者のサービス提供、エリア展開にとって非常に重要となりますので、1つ目の丸では、コロケーションスペースが確保できない場所については、スペースの効率的利用によって、その解消が可能な場合にはその取り組みが必要となるのではないかと問題提起しております。

2つ目の丸では、これからPSTNからIP網への移行に伴って、原則、東京と大阪の2つのPOIで全事業者が接続するということが事業者間で確認されていることもあり、こうしたPOIビルでコロケーションの空きが確保できない場合は、電話の役務に関して、今後新規参入ができないのではないかと懸念がKDDIから示されたところでございます。

この点につきましては、NTT東日本・西日本から、スペースや電力量のリソースに十分空きがあるビルを選定していきたいという回答があったところです。

3つ目の丸が空きスペースについてですが、この空きスペースを確保することにつきましては、NTT東日本・西日本における改善策を注視していくことが必要であるが、コロケーションリソースの確保ができない場所におけるリソースの増強見通しについて、透明化を図ることとする必要があるのではないかと問題提起しております。

これに加え、コロケーションが技術的な理由又は空間の制約により実現しない場合の代替措置を確保する必要があるのではないかと、その具体策として、バーチャルコロケーションのように、接続事業者の機器を、NTT東日本・西日本において設置、管理等を行う手続について検討する必要があるのではないかと問題提起しております。

次に、6ページをお開きください。スタックテストの現行のガイドラインは、透明な方法により不当な競争のおそれがないか検証する意義があるのですが、他方で、3つ課題があると考えてございます。

1つ目が、現行のガイドラインは接続料と利用者料金との関係の適正性を、接続料の設定について定める事業法第33条第4項の規定のみに依拠して確保しようとしているもの

で、価格圧搾の要因となる要素の全てを射程に入れるものではないこと。

2つ目が、仮にスタックテストの基準を満たさないこととなった場合に、現行のガイドラインでは接続料の是正によってこれを回避することとしておりますけど、これがどのような方法によればいいのか明確でないということと、その方法が、接続料が適正原価及び適正利潤から設定されることとする接続料規則の考え方との間で整合するのかということが明らかになっていないこと。

3つ目が、検証の対象についても、どのような場合にスタックテストの対象になるのかといった考え方については、さらに明確化する余地があると考えられること。以上の課題がございますので、検証方法について、さらに改善する余地があるのではないかとさせていただきます。

7ページをお開きください。スタックテストに関する論点2つのうちの1点目でございます。論点1「価格圧搾への対応と接続料算定との関係」でございます。現行のガイドラインは、価格圧搾のおそれがある場合に、接続料の認可制度のみに依拠することで、原価によらない接続料の設定を招くことにならないかというものでございます。

2つ目の丸では、スタックテストの基準を満たさなかった場合に接続料の是正による場合、あるいは、この利用者料金等の是正を図る既存の事後措置によって対処する場合があるのではないかと。接続料の是正による場合は、現行の接続料の認可制度のもとでは、接続料は適正原価と適正利潤に照らして算定されることになっておりますので、この原則と整合的な考え方のもとで接続料の是正をするための選択肢を接続料規則等において示すこととすべきではないかと問題提起しております。

3つ目の丸が、この接続料の是正をする選択肢につきましては、具体的には接続料原価及び利潤の一部を複数年で回収する繰り延べ、需要・費用等の予測値による将来原価による算定、上限規制の対象となっている自己資本利益率等の調整等を行うことができることを接続料規則等において明示することが適当ではないかと問題提起しております。

接続料と利用者料金の関係は、利用者料金については、キャンペーン料金を設定するなど、必ずしも単年度で費用回収するものではなく、複数年で費用回収するというのが一般的に行われておまして、他方で、接続料につきましては、単年度で、原価・利潤と収入が一致するように定めることとなっておりますので、そういった違いから、スタックテストの基準を満たさないということがあり得ると思っておりますので、そうした場合に、原価と利潤の一部を利用者料金と同じように複数年で回収するような繰り延べですとか、利用

者料金を将来の需要・費用をもとに設定しているのであれば、接続料についても需要・費用を将来の予測に基づく将来原価方式によって算定するということが考えられるのではないかとこのように思います。

8 ページをお開きください。論点 2、「検証対象の画定」でございます。検証対象としましては、2 つ目の丸において、サービス競争がなされている、または、潜在的にはその可能性があるものから対象とすることが適当ではないかと問題提起しております。

ただし、接続事業者にとって十分代替的な機能がある場合で、サービスの需要が減退し、小さくなっているものについては検証の対象外とすることが適当ではないか、具体的には、現行のガイドラインの検証対象となっているもののうちでは、フレッツ I S D N の提供に用いられる機能は検証の対象外と考えられるのではないかと問題提起しております。

5 つ目の丸では、加入電話の基本料とドライカップ接続料に関しては、現時点では検証の対象外とする要件を満たしているとは考えがたいのではないかと、しかしながら、今後、メタルアクセス回線の利用がさらに一層縮退するとして、代替する機能の接続料等の水準によっては、本検証の対象外とすることも考えられ得るので、まずは 2 年後を目途として、これについて再度検討を行うことが適当ではないかと問題提起しております。

最後に、検証対象となる接続料について、第一種指定電気通信設備以外の電気通信設備も使われている場合には、これに係る接続料もこれに含めることとすべきではないかと問題提起しております。具体的には、「固定電話網の円滑の移行の在り方」一次答申でもお示しさせていただいておりますように、例えばメタル I P 電話のスタックテストの検討に当たっては、県間部分に係る接続料も踏まえた仕組みが考慮される必要があり、その点を踏まえたものでございます。

次に、9 ページからが「NGN の優先パケットの扱いについて」でございます。こちらについては論点が 3 つございます。

まず、10 ページをお開きください。論点 1 「ネットワーク管理方針の透明性の確保」でございます。2 つ目の丸では、優先パケットの利用に当たっては、まず、原則として、NTT 東日本・西日本、接続事業者の各々において、電気通信事業法第 4 条、第 6 条、こちらは「通信の秘密」と「利用の公平」に係る規定でございますが、これを遵守し、また、公正な競争を阻害することがないようにする必要があります。

3 つ目の丸ですが、NGN においても、ネットワークの容量に限界はございます。そのため、NTT 東日本・西日本においても、優先パケットの量を制限する適切なネットワー

ク管理が行われる必要があり、その運用において、公平性、透明性を担保するため、適切なネットワーク管理方針を定めて、これを公表する必要があるのではないかと問題提起しております。

4つ目の丸につきましては、このネットワーク管理方針につきまして、NTT東日本・西日本の方では、接続条件として、今後、接続約款に規定することとしているところですので、関係事業者等に意見表明の機会を与え、また、量的規制の根拠の透明性を含めた方針の適切性と実効性の担保する手続が必要ではないかと問題提起しております。

最後に、制限するだけでなく、増設の話もございまして、接続事業者が今度は収容ルータやゲートウェイルータの増設を要望する場合、ネットワーク管理に支障を来さない範囲で、適切な費用負担のもと、増設についても検討をする必要があるのではないかと問題提起しております。

11ページをお開きください。論点2、「ネットワークの管理方針の公平性、適正性の確保」でございます。ここでは、接続約款に定める原則について問題提起しております。

原則1点目、NTT東日本・西日本の利用部門と接続事業者の同等性の確保。原則2点目、接続事業者間の同等性の確保。原則3点目、利用者間、競合するコンテンツ・アプリケーション・サービス等の間で不当な差別的取り扱いを行うものではないこと。原則4点目、通信の秘密を遵守することでございます。

論点3が、「指定設備管理部門における情報管理」でございます。NTT東日本・西日本の管理部門が、接続事業者から優先パケットの利用に関して情報を求める範囲、これについては前回の会議でもいろいろ懸念が示されたこともございますので、適切なネットワーク管理を行うのに必要な範囲に限られるべきであり、その範囲の考え方についても、接続約款に規定すべきではないかと問題提起しております。

最後ですが、NTT東日本・西日本の管理部門が知り得た情報というのは、あくまで接続の目的以外で利用または提供することが現行の事業法で禁止されてございますので、管理部門と利用部門との間で情報遮断が必要ではないかとしております。

事務局からの説明は以上でございます。

【辻座長】 どうもありがとうございました。

これまでの議論を受けて、コロケーション、それから、スタックテスト、そして、今の優先パケットという3つについて、これまでの議論を論点整理という形でまとめていただきました。これからこういうような形で議論を集約して行っていきたいと思いますが、今

のご説明について、ご質問はございませんでしょうか。池田構成員、お願いします。

【池田構成員】 論点整理、ありがとうございました。

スタックテストについて、後でコメントしたいと思いますが、コロケーションルールについて、基本的にはNTT東西の改善策を注視するということなんですけど、これはどういうタイムスケジュールで想定されているのかということ。

あと、KDDIから、電力について定期的四半期ごとに情報を取得して、接続事業者向けホームページで開示することはどうかというご提案があったんですけど、この点について、NTT、せっかくいらっしゃいますので、このような対応が可能なのかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

【柳迫料金サービス課課長補佐】 まず、事務局から、池田先生ご質問のNTT東日本・西日本の改善策の注視という点につきましては、この研究会で報告書が取りまとめられましたら、NTT東日本・西日本に対して、要請文書を出すことを想定しております。

それを踏まえまして、NTT東日本・西日本の方で速やかに関係事業者との協議や検討をしていただきまして、その状況を報告していただきたいと考えております。その後、接続約款の変更認可の手続きもあり得ると思いますので、接続委員会及び電気通信事業部会での審議を経ていくという手順でございます。

それを踏まえまして、NTT東日本・西日本の方で速やかに検討、関係する事業者との協議をしていただきまして、その状況を報告していただく。その後、接続約款の変更認可ということもあり得ると思いますので、そうした接続約款の変更認可申請に反映していただきまして、その後は接続委員会及び電気通信事業部会といった審議会での議論を踏まえた上で、ルールを見直していくという手順でございます。

【藤野料金サービス課長】 また後ほどご相談させていただきますけれども、今回のコロケーションの対応以外にも、他に色々な検討課題があると思ひまして、NTT東日本・西日本も、今日も帯域換算係数の見直しに関して、コストドライバの考え方について検討したいということをおっしゃっているわけですね。

ですので、夏に1回取りまとめということをお願いしていますけれども、その後、また、できれば、この会議をまた開くような形で、その中でそういったフォローアップとか、新しい提案があればそれについてお伺いするとかというふうな場を設けていくようなご相談をしたいと思います。

【NTT東西】 NTTですけれども、先ほどお話があった3ページの下の2ポツのK

DDI様からの提案等ですけれども、NTTコミュニケーションズビルの電力設備の扱いについては、既にNTTコミュニケーションズ様と、このKDDI様の案に限らず、何ができるのかということ協議させていただいております。我々としては、できることは速やかに、今後のこの研究会の結論を必ずしも待たずして、できることも含まれていると思いますので、やれることはやっていきたいと思っています。

【池田構成員】 それから、スタックテストですけど、大変よくおまとめいただきまして、ありがとうございます。これまでの課題は整理して、いい対応策を考えていただいたと思います。

とりわけ、スタックテストを満たさないという場合に、どういう方策が考えられるのかというのを、例示だと思いますけど、具体的に示されたというのはよかったと思います。

独占禁止法の事件で、NTT東日本の私的独占事件でまさにこれが問題になった事件がございまして、そのときは多分サービス開始当初で、ライバルとして東京電力がいて、そのユーザー料金に対抗したいというところがあったと思うんですが、だから、ユーザー料金を下げればいいんじゃないかと思うんですけど、それに合わせて、何か設備構成を変えておられて、8分岐とか4分岐とか。それはかつてのスタックテストの運用がちょっとよくなかったんじゃないのかなというふうに私は技術の素人ながら思っておりまして、その意味で、そのスタックテストを守るために設備構成を変えなきゃいけないみたいのところまでやらなくていいということはこのガイドラインでは具体的に示しているというのはとても良いと思います。

それから、あと、この論点整理、追加質問をしまして、参考資料4-1で、スライドの14ページなんですけど、今、スタックテストの基準って20パーセントだと思うんですけど、この営業費の基準と根拠と妥当性をどのように考えるか、また、変更の必要はあるかという質問をさせていただいたんですけど、営業費ということ、私のイメージでは、営業費というのは、例えばそのスライドの14ページですけど、顧客営業サポートのうち、特約店に支払う取次手数料とか宣伝、企画に係るものを除くということで、広告費とか、そういうのも営業費のうちに入らないかと思っております、何ゆえこれが除かれているのか、営業費という語感、言葉に即してもう少し実態に合わせて営業費をもう一回検証し直すというのはあり得るのかなというふうに思いました。

ということで、スタックテストについての取り組みについては賛成したいと思います。

それから、NGNの優先パケットの取り扱いについてなんですけれども、その情報管理

のあり方とかというのは、既に電気通信事業法でその目的外利用の禁止というのは定められているということで、あくまでも確認だと思いますので、何か報告書を取りまとめるときに、情報遮断が必要ではないかというその問題提起の形ではなくて、これはもう必要であると言い切られる必要があると思います。

あと、NGNの適切なネットワーク管理の仕方というのは、確かにNTTの設備なので、NTTが主体だと思いますけど、先ほどもJAIPAからご指摘がありましたように、ルールについては皆さんおおむね納得できる方向で関係事業者に意見表明の機会を与えるところがルールメイキングでは何か重要ではないかなというふうに感じております。

以上です。

【辻座長】 どうもありがとうございました。

【酒井構成員】 よろしいですか。1点だけなんですけど、11ページのところで、「利用者間、競合するコンテンツ・アプリケーション・サービス等の間で不当な差別的取り扱いを行うものではないこと」と書いてあって、これ、正直言って、「不当な」というのは当然なんで、「不当な」がなくて、ただ「差別的取り扱いを行うものではないこと」というと、それでいいのかなと思ったんですが。

要するに、明らかに今日ご提案があったINSのデジタル通信モードとか低速専用線とか、それから、IP電話のような昔でいう回線交換的なものと、もしこのところはかなり容量が変わるようなデータが入ってきたときに、この2つはちょっと分けて考えなきゃいけない可能性もあるので、もしやってみて、何らかの形でデータが非常に可変になったときに、先ほどのデジタル通信モードとか電話の方に影響があるようなことがあった場合には、確かに差別的取り扱いという、これはネットワークの中立性の方でまずいのかもしれないので、クラス替えとか広く考えていただいて、そっちに影響が出ないように考えていただきたいということをコメントとして申し上げたいと思います。

【辻座長】 ありがとうございました。おっしゃるとおりです。

【池田構成員】 追加でいいですか。論点整理の11ページのところで、先ほどの不当な差別的取り扱いの次のところで、「通信の秘密を遵守すること」とあるんですが、これまでの電話ではこれはある意味当然で、表現の自由とかそういうところで重要な役割を果たしてきたと思うんですが、ビッグデータとかの時代になって、電気通信事業者以外の人たちは、通信の秘密にある意味踏み込んでいるのではないかというところもあって、ここはどうなんですかね。IPの時代といいますか。

【藤野料金サービス課長】 IPの時代のこのパケットでどういう通信をやっているのかというのを非常に深く見て、それによって、いわゆるインスペクトをするというふうなことというまではちょっと困るんじゃないかということですね。

もう少し一般的に、パケットがどこから来たものかというふうなところを見るのはいいんだと思います。そういうのは通信の秘密を侵害したことにならないと思うので、あくまでネットワーク管理に必要な範囲で、そのパケットについて見ていただく。それを超えて、通信の内容まで立ち入るようなことにならないでくださいという、ちょっと念のためみたいな感じですが、そういった一応は基準というか大枠は示した方がいいのかと、そういうふうな感じでございます。

【酒井構成員】 よろしいですか。これは言葉としてこのぐらいの抽象的なのは問題ないと思うんですが、今、個人情報保護の改正とか色々なやつで議論しているところで、どこまでなら認められるかというのはかなり微妙な話になってきていると。

それから、例えば当然、通信の秘密といっても、人の命に関わるのだったら、あれ、確か秘密を漏らしてもいいんですよ、当然。誰かが殺されそうになっているときに。

【藤野料金サービス課長】 違法性阻却事由があるかとか、そういうことですね。

【酒井構成員】 ええ。そういう場合には、もうそれはすぐ警察へ行っていいとか、いろいろ例外もありますので、こういう概念のもとで多分相当議論しなければいけない話だろうと思います。

【関口構成員】 ちょっといいですか。資料4-2でテレサ協が優先転送機能の申し込みの簡便化ということについては主張されておられて、この手続等についての検討というのはNTTに振る話でよろしいのでしょうか。

【藤野料金サービス課長】 そうですね。結局、接続約款の手続を変えていただいて、その中で、簡便にやれる場合は簡便にやるとか、また色々なことをやっていただくことになるんだと思いますので、手続面も含めて、論点のところに確かに書いてなかったですけど、手当てできるような形を考えていきたいと思います。

【辻座長】 そのほか、ございますでしょうか。

そうしたら、今日は大変盛りだくさんの議題でございましたが、うまく皆様方、発表時間等をご管理いただきまして、大体議論はうまくいったというふうに思っております。

時間の都合もございますので、これで本日の議題は終了とさせていただきます。

本日のヒアリングを踏まえ、構成員が追加でお聞きになりたい事項がございましたら、

事務局において取りまとめますので、本日から1週間後の5月26日までに、書面またはメールにて事務局へお寄せいただければ、ありがたいと思います。

最後に、事務局から、次回の日程につきまして、アナウンスをお願いいたします。

【柳迫料金サービス課課長補佐】 本日はありがとうございました。

まず最初に、今回、論点整理でコロケーションを扱いましたが、JAIPAから、いわゆる「6ヶ月前ルール」とコロケーションの機器交換の手続の迅速化という要望が新たに出ましたので、これも今後反映させていく必要があると思います。そのためにNTT東日本・西日本へのお願いとして、これらの要望に対する考え方を書面で、可能であれば、今月中にいただきまして、それを踏まえて、論点整理に反映させていきたいと思います。

次回第5回の日程等につきましては別途連絡させていただきます。また、ホームページでも開催案内を掲載させていただきます。

【辻座長】 どうもありがとうございました。それでは、これをもちまして、第4回研究会を終了したいと思います。どうも皆さん、ご協力ありがとうございました。

以上